

●基金創設 別紙1—②

語句の説明

目的基金

目的を持って積み立てた貯金。この基金を積み立てる場合は一般会計からの支出予算を組み、基金を取り崩す場合は一般会計に収入の予算組みをする。

財政調整基金

目的はない。一般会計の収支が黒字の場合は積み立て、単発的な支出があった場合にのみ取り崩す。減らさない。増やさないが最良。

特別会計

一般会計とは独立した別な予算。特別会計内で収入、支出を一般会計同様に行う。

上記の語句から考えれば

日の里祭りと防犯灯積立金は独立してお金が動いているため、特別会計。老人福祉金は目的が規約にないため、意味不明な基金となっている。

令和6年度予算方針案

通常の町内会には公民館という財産があるため、この維持費に多額の経費がかかる。よって、余剰金は公民館維持費のための積立を行うのが通例であるが、一丁目にはこれがない。このため、明朗でない決算となっている。

∴

①令和4年度の単年度収支は494,918円の黒字決算。よって、2,250,389円程度は余剰金。これを防犯灯積立金とする。

防犯灯特別会計 2,250,389円－1,120,000円＝1,130,389円

R4余剰金－防犯灯積立金＝残額

②残額1,130,389円を町内会費の還元として日赤寄付金を組会計でなく町内会費より、向こう10年間支出する。

日赤寄付金特別会計 1,130,398円÷84,666円＝13年間程度

③規約に目的が書かれていない老人福祉金の目的を明快にしたいが、それが望めないのであれば、財政調整基金を新たに創設し全額積み立てる。